

令和 8 ～ 1 0 年度 熊本市国民健康保険特定健診等実施率向上対策および第 3 期データヘルス計画中間評価支援に係る業務委託に関する質問と回答

令和 8 年 4 月 8 日に受け付けた質問について、以下のとおり回答します。

	質問項目	質問趣旨	回答
1	仕様書 5 ページ 5 業務の内容及び 方法 (6) 特定健 診・保健指導受診 券一式作成業務	<p>受診券一式作成業務について、当該受診券は、特定健診・保健指導の該当者全員に対し、受託者から直接郵送することを想定している業務でしょうか。</p> <p>もし郵送まで含む業務である場合、郵送対象者数は (3) 特定健診・保健指導受診勧奨・インセンティブ勧奨業務 に記載の特定健診：約 73,200 名、保健指導：約 1,000 名と同数と考えて差し支えないでしょうか。また、当該人数はいずれも単年度あたりの人数との理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>特定健診・保健指導受診券一式作成業務については、本市国民健康保険加入者全対象者向けに使用する受診券、封筒、同封文書、健診ロゴマーク等の各種資材のデザインおよびデータ作成を行う業務です。</p> <p>受託者が実施する資材の印刷および郵送業務は仕様書 2 ページ (3) イ対象人数に記載している特定健診 73,200 名、保健指導 3,000 名となり、発送方法や郵便料金は委託者と受託者の協議の上決定することを想定しています。</p>
2	仕様書 2. 3 ページ 5 業務の内容及び 方法 (2) (3) (4)	<p>(2) イ に【「直営で受診勧奨すべき対象者」と「受託者が受診勧奨すべき対象者」を選別すること】と記載がありますが、「受託者が受診勧奨すべき対象者」とは、特定健診・保健指導の全対象者の中から分析により選別された対象者を指す認識でよろしいでしょうか。</p> <p>その際、選別後の対象者の上限人数については、(3) イ 対象者人数 特定健診：約 73,200 名、保健指導：約 1,000 名 および (4) イ 対象者人数：約 1,000 人をそれぞれ上限として想定されている、という理解で相違ないでしょうか。</p>	<p>選別する対象者についてはご認識のとおりです。</p> <p>選別後の対象者の上限数については、仕様書 2 ページ (3) イ対象人数に記載している特定健診 73,200 名、保健指導 3,000 名、仕様書 3 ページ (4) イ対象人数 1,000 名を想定しています。(4) の架電業務については、令和 8 年度のみ業務となります。</p>

3	仕様書3ページ 5 業務の内容及び方法(3)ク	<p>(3)クに【年間の発送通数は年間の事業予算を元に最も効果的な通数を受託者が提案し、】と記載がありますが、分析により選別された対象者(特定健診：約73,200名、保健指導：約1,000名)のうち、実際に通知物を発送する人数については、予算上限を踏まえ、受託者が提案するという認識でよろしいでしょうか。</p> <p>また、仕様書に記載の参考：令和7年度発送実績          特定健診：82,846名、保健指導：2,550名については、前年度の受託事業者により、受診勧奨通知を発送した実績人数を示しているもので相違ないでしょうか。</p>	<p>受託者が提案することについてはご認識のとおりです。</p> <p>分析により選別された対象者については、仕様書2ページ(3)イ対象人数に記載している特定健診73,200名、保健指導3,000名、仕様書3ページ(4)イ対象人数1,000名を想定しています。</p> <p>また、受診勧奨通知を発送した実績人数についてもご認識のとおりです。</p>
---	----------------------------	---	---